

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-22002-1
 令和4年7月28日
 原子燃料工業株式会社
 熊取事業所

熊取事業所第5次設工認（4回目補正） コメント対応整理表（R4/7/28）

○1月13日コメント

第5次設工認（第4回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開（有無、箇所）
0113-1	1223-11 更問 「新版 建築設備の耐震設計施工法 (SHASE-G 0002-2012) (空気調和・衛生工学会)」について、過去に認可に使用した実績があればそれを示すこと。実績がない場合、規制庁で認可実績のある関連指針（建築設備耐震設計・施工指針 2014 版）に対する保守性、あるいはこの基準を用いて設計することの妥当性について説明すること（特に 50A 以下の配管）。	H-21084-1『1223-11』参照	—		
0113-2	1223-11 更問 発生応力が比較的大きくなる配管・支持構造物の耐震計算の詳細およびそれらの配置図を示すこと（第1類～第3類）。また、使用している配管支持構造物の種類について説明すること。	H-21084-1『1223-11』参照	—		
0113-3	p2815-p2817にて、ウランを搬送する設備・機器の人への影響を整理しているが、ここに示されている設備・機器が、今回申請するすべてのウランを搬送する設備・機器かを申請書にて明確にすること。	技術基準第16条は、核燃料物質を搬送する設備のうち人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがあるものに対する要求である。p2815-p2817では、今回申請する設備の中で技術基準に該当するすべての設備を記載している。これらの設備は、加工事業変更許可申請書において停電時保持機構を有する記載している設備である。また、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないことから技術基準には該当しないものの、搬送物の単位重量が大きい設備を記載し、技術基準に該当しない理由の説明を記載している。なお、搬送物の単位重量が小さい設備については記載していない。上記の旨を明確にするため、補正申請にて記載を追加する。	—	添付書類 2 (p2934)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開(有無、箇所)
0113-4	p3261 ダクトの耐震設計方法について、座屈荷重だけでなく、各部の発生応力が許容値以下であることを確認しているか明確にすること。	地震時にダクト内に発生する応力は、曲げモーメントに起因する応力が主であるため、許容座屈限界モーメントによる評価を行っている。 なお、原子力発電所のダクトの耐震評価に用いられている原子力発電所耐震設計技術規程(JEAC-4601)においても許容座屈限界モーメントによる評価を行っている。	—	—	—
0113-5	p1086(10)他 外部衝撃の交通事故(自動車)に関して、「一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない」とあるが、具体的にどのような基準または考え方によるものか説明すること。	交通事故(自動車)について、加工事業変更許可申請書p19では「町道は敷地境界に沿っているため、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどない」と記載し、町道を走る車両の走行方向から本加工施設への影響はない旨を記載している。また、今回の申請対象の建物である第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟は、町道に最も近い第2加工棟よりもさらに町道から離れた位置にあることから、本設工認申請書では「一般道路から距離が離れている」と記載していたが、町道を走行する車両の走行方向との関係で交通事故の影響を受けることはないという旨の意図を読み取りにくい。 したがって、町道は敷地境界に沿っているため、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどない旨が読み取れるように補正申請にて記載を修正する。	—	追第3次 表へ-2-1 (p858) 表ト-W1建-1 (p1184) 表ト-W3建-1 (p1289) 追第4次 表ト-4-1 (p1307) 追第3次 表リ-3-1 (p1966) 添付書類2 (p2836)	左記の記載以外に水平展開すべきところがないことを確認した。
0113-6	p2792。分電盤と電気・計装盤、配線用遮断器と漏電遮断器はそれぞれどう違うのか。	分電盤は建物のユーティリティであり外部電源及び非常用電源設備からの電源を各建物や部屋に分配するための盤である。電気・計装盤は設備に接続する盤であり、電源だけでなく信号線をつなぐ盤である。 配線用遮断器は短絡等により過電流が生じた際に火災発生防止のために配線を遮断する機器である。漏電遮断器は漏電を検知した際に配線を遮断する機器であり、加工事業変更許可申請書に記載のとおり被水防止が必要な設備について設置する。	—	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開(有無、箇所)
0113-7	p1948。可搬消防ポンプ。貯水槽の設置場所についても具体的に記載すること。消防法施行令第20条第4項第1号で、動力消防ポンプ設備の水源から防火対象物の各部分から水源までの水平距離について規定されている。	<p>拝承。設置している可搬消防ポンプの規格放水量は0.5 m³/min以上であり、消防法施行令第20条第4項第1号において、防火対象物の各部分から水源までの水平距離は100 m以下と定められている。</p> <p>水源(貯水槽)は、第2加工棟等加工施設の各部分から水平距離が100 m以下となる箇所に配置しているが、可搬消防ポンプの仕様表には貯水槽の設置位置の説明が明記されていないため、補正申請にて記載を追加する。</p> <p>なお、熊取事業所では、屋外消火栓、屋内消火栓を設置していることから、消防法上動力消防ポンプ設備の設置が必須となる防火対象物はない(消防法施行令第20条第5項)。</p>	補足資料 0113-7	表リ-他-3 (p2052、p2053)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
0113-8	p690~p693、p874~p875。天井クレーンの落下防止について、具体的に説明し、申請書にも記載すること。図面からは、ガーダは建物の壁面と落下防止構造で走行レールを挟み込み、走行レールの両端にストップ(車止め)を設置し、トロリは落下防止構造で横行レールを挟み込み、横行レールの両端にストップ(車止め)を設置しているように見えるが、この認識で問題ないか。	<p>拝承。補正申請にて落下防止構造の説明を追記する。落下防止構造についてはご認識のとおりである。</p>	—	<p>図ホ-2 P設-9-1 (1) (p775)</p> <p>図ホ-2 P設-10-1 (1) (p777)</p> <p>図ヘ-2 P設-10-1 (1) (p960)</p>	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
0113-9	p1867、p2813。使用施設との非常用電源設備の共用。使用施設側の不具合(過負荷、短絡など)により、加工施設の安全性が損なわれないのかについて、説明し、申請書に記載すること。	<p>使用施設側の電気設備には、加工施設の電気設備と同じく配線用遮断器を設けている。使用施設側の電気設備で過負荷、短絡等の過電流が生じる不具合が発生した場合には、配線用遮断器が過電流を検知して遮断するので、加工施設への影響は生じない。</p> <p>補正申請にて、上記内容を技術基準規則への適合状況の説明に記載する。</p>	—	添付書類2 (p2931、p3000)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正)補正箇所	水平展開（有無、箇所）
0113-10	p2783、p2784、p2791。第2加工棟の溢水時手動閉止弁、緊急遮断弁（冷却水）は、漏水検知器が発報した際に手動閉止するとしているが、第1廃棄物貯蔵棟の緊急遮断弁（冷却水）は、どのような場合に手動閉止するのか。漏水検知器が発報した場合ではないのか。	<p>第2加工棟は、構造が複雑で種々の配管があるため、溢水の恐れがあるところに漏水検知器を設置し、発報時には配管の弁を手動閉止することとしている。</p> <p>一方、第1廃棄物貯蔵棟は、上水配管を第1種管理区域、焼却炉の2次冷却水配管を第1種及び第2種管理区域に設置している。</p> <p>第1種管理区域には、第2加工棟同様に漏水検知器を設置しており、発報時には配管の弁を手動閉止することとしている。</p> <p>第2種管理区域には、焼却炉運転時に使用する2次冷却水配管のみであり、また建物の構造から溢水した場合も作業者等が容易に現認できることから、現認時に配管の弁を手動閉止することとしている。</p>	—	—	—